

## 地域密着型サービス事業者の皆様へのお知らせ

平成18年5月26日

### 事業所所在市町村以外の市町村への加算の届出について

今回の制度改正により、京都府が平成18年3月31日以前に既に指定していた認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）、認知症対応型通所介護事業及び地域密着型介護老人福祉施設は地域密着型サービスとして市町村の「みなし指定」（H18.4.1付け）になり、平成18年3月31日時点で事業所が所在する市町村以外の被保険者が地域密着型サービスを利用している場合には、当該被保険者（利用者）に限り事業所が所在する市町村以外の市町村長から指定を受けたとみなされる（H18.4.1付け）こととなります。よって、事業所は所在する市町村以外の当該市町村にも「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（加算届）を提出していただくことになりました。

そこで、京都府では、上記届出書の提出について、3月29日にワムネット京都府センターのホームページに登載し、お知らせさせていただいたところですが、別紙の事例のように届出書の記載内容に誤りがあるものが見受けられます。

つきましては、事業所が所在する市町村以外の市町村の「みなし指定」となる事業所におかれましては、再度御確認の上、届出内容に誤りがある場合には、改めて、当該市町村に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（加算届）を訂正のうえ提出していただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)  
京都府介護保険事業室  
(TEL:075-414-4672)  
又は  
施設所在地市町村担当課

## 《A市に所在する事業所の例》

- 事業所所在市町村：A市
- 事業所が提供するサービス：認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
- 当該事業所の利用者：A市、B市、C町（京都府以外の市町村も同様）

B市の方が利用するサービス：認知症対応型共同生活介護  
 C町の方が利用するサービス：認知症対応型通所介護

- 事業所から各市町への届出内容：認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護の両方とも各市のみなし指定として加算の届出書を提出

### (みなし指定)

上記のケースでは、認知症対応型共同生活介護事業所はA市及びB市の「みなし指定」に、認知症対応型通所介護事業所はA市及びC市の「みなし指定」になります。（この場合、介護予防もあわせて「みなし指定」となります。（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第3条～第6条））

なお、事業所所在市町村以外の利用者について地域密着型サービス事業所を指定したとみなされるのは、平成18年3月31日時点で当該事業所を利用していた利用者についてのみであり、新たな利用者については、受入前に当該市町村と調整をし、指定を受けなければ介護報酬の請求ができないので御注意ください。

A市 平成18年3月31日現在

A市役所		(事業所)			
	→	グループホーム	A市、B市の方が利用	←	B市役所
	→	認知症デイ	A市、C町の方が利用	←	C町役場

みなし指定
みなし指定

### (誤った届出の例)

上記の例では、事業所は、B市に対しては認知症対応型共同生活介護のみの加算の届出書を、C町に対しては認知症対応型通所介護のみの加算の届出書を提出していただく必要がありますが、今回あった誤りとして、B市及びC町の双方に、認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護の加算届が提出されていた例がありました。

**【誤った届出】**

A市

A市役所		(事業所)			
	→	グループホーム	A市、B市の方が利用	→	B市役所
	→	認知症デイ	A市、C町の方が利用	→	C町役場

加算の届出
加算の届出

※認知症デイのB市への届出とグループホームのC町への届出が誤り

**【正しい届出】**

A市

A市役所		(事業所)			
	→	グループホーム	A市、B市の方が利用	→	B市役所
	→	認知症デイ	A市、C町の方が利用	→	C町役場

加算の届出
加算の届出

# 重 要

事 務 連 絡  
平成18年3月29日

認知症対応型共同生活介護事業者 様  
認知症対応型通所介護事業者 様  
地域密着型介護老人福祉施設管理者 様

京都府保健福祉部高齢・保険総括室  
介護保険事業室

## 事業所所在市町村以外の市町村への申請・届出の手続きについて

今回の制度改正により、京都府が既に指定している認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）、認知症対応型通所介護事業及び地域密着型介護老人福祉施設は地域密着型サービスとして市町村の「みなし指定」になります。

これに伴い、申請・届出等各種手続は市町村の地域密着型サービスの所管部署が窓口になりますが、その場合利用者（被保険者）の存する市町村毎に加算の届出等の手続きが必要となります。

なお、事業所所在市町村以外の利用者に係る当該市町村の「みなし指定」については、京都府の介護保険の事業所管理システム（台帳）に登録する必要があり、この登録がなければ事業所において介護報酬の請求ができなくなりますので、貴事業所で事業所所在市町村以外の利用者がおられる場合には、速やかに当該市町村に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出いただきますようお願いいたします。

(例)

事業所所在市町村      A市  
利用者                      A市、B市、C町（京都府以外の市町村も同様）  
各手続先はA市、B市及びC町とも必要になります。

※ 事業所所在市町村以外の利用者について地域密着型サービスにみなされるのは、現在の利用者が存する市町村のみであり、新たな利用者については、受入前に当該市町村と調整をし、指定を受けなければ介護報酬の請求ができないので御注意ください。

介 護 保 険 事 業 室  
(TEL:075-414-4672)  
又は  
施設所在地市町村担当課